

令和4年度

地域課題を解決する5G技術を活用した実証モデル事業
業務委託仕様書

令和4年3月

宮城県

令和4年度地域課題を解決する5G技術を活用した実証モデル事業

「令和4年度地域課題を解決する5G技術を活用した実証モデル事業」（以下「本業務」という。）については、公募型プロポーザル方式により委託業者を選定するが、その仕様を依頼する事項については本書のとおりとする。

なお、企画提案募集に係る事項等については、別紙「令和4年度地域課題を解決する5G技術を活用した実証モデル事業企画提案募集要領」によること。

1 委託業務の名称

令和4年度地域課題を解決する5G技術を活用した実証モデル事業

2 背景

現在、我々が直面している人口減少社会においては、若者や子育て世代の流出や、担い手不足による産業・地域活力の低下等が課題となっている。

また、政府の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」においてデジタル社会の目指すビジョンが示され、行政のみならず、国民による社会経済活動全般のデジタル化を推進することは課題解決や経済成長にも資するとされており、本県においても令和2年9月に「みやぎデジタルファースト宣言」を発し、デジタル技術を活用した県民サービスの向上や産業の活性化、働き方改革の推進を目指すこととしている。

そのため、本業務では、地域課題の解決に寄与する、新たな情報通信基盤である5G技術を活用した取組モデルの企画、システムの開発・導入・運用等による費用対効果や課題の検証を行うことにより、県内における5G技術(第5世代移動通信システム)の活用モデルを創出し、普及・推進するもの。

3 用語の定義

- (1) 発注者 … 宮城県
- (2) 県担当者 … 発注者のうち、本業務の主担当となる職員。受注者との連絡窓口
- (3) 受注者 … 本業務の受注者

4 業務の概要

本業務では、地域課題の解決に寄与する、新たな情報通信基盤である5G技術を活用した取組モデルの企画、システムの開発・導入・運用等による費用対効果や課題の検証を行うことにより、県内における5G技術(第5世代移動通信システム)の活用モデルを創出し、普及・推進するもの。

5 委託期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

6 履行場所

宮城県内。詳細については「9 業務要件等」を参照すること。

7 委託上限額

1件あたり13,090,000円（税込み）とし、2件を採択予定。

8 成果物

下記の成果物について、納入期限までに発注者に提出すること。また、検査に合格した場合は、遅滞なく、紙による成果物2部及び電子媒体（CD-ROM等）による成果物1部を納入すること。電子媒体の形式は、Microsoft Office2016以降のver.で表示、編集及び印刷できる形式とすること。

なお、成果物の内容等については、県担当者と事前に協議を行うこと。

【成果物一覧】

成果物	納入期限
令和4年度 業務実績報告書	令和5年3月10日（金）

9 業務要件等

委託業務は、本事業を円滑に進めるため下記の業務を行う

(1) 全体統括業務

- イ 受注者は、全体を統括する管理責任者を最低1名指定し、本事業が円滑に推進されるように委託業務を遂行すること。
- ロ 受注者は、契約締結後7営業日以内に本業務の全体体制、業務内容、成果物、業務管理方法、スケジュール等を定めた業務計画書、体制及び役割を定めた業務体制図を発注者に提出し承認を受けること。
なお、業務計画書には、管理責任者、住所、連絡先等を記載した書面を添付すること。
- ハ 発注者は、提出を受けた業務計画書及び業務体制図について、内容を審査し、不備のある場合は提出後、3営業日以内に再提出を求められることができる。その場合、受注者は再提出を求めてから3営業日以内に再提出を行うこと。
- ニ 受注者は、承認を受けた業務計画書及び業務体制図に基づき本業務を実施し管

理すること。また、業務開始後は別に定める月例報告等を行うこと。

(2) 地域課題を解決する5G技術を活用した実証モデル等の企画

イ 5Gを活用した実証システム及びこのシステムを活用したモデル事業を企画すること。ただし、5Gエリアではない場所で実証を行う場合は、可搬型5G基地局等を利用すること。

ロ モデル事業は、本県の地域課題解決に資するものであること。

ハ モデル事業は、本業務に取り組む事業者以外への適用の可能性があること。

ニ 対象分野は、次のいずれかにおいて、5G技術の特性を活かした地域課題の解決に資するものであること。

「労働力」、「地場産業」、「観光」、「文化」、「教育」、「モビリティ」、「医療」、「介護」、「防災」、「行政」等

(3) 実証システムの構築

上記(2)に基づいたシステムを構築すること。

(4) 実証システムの導入・運用

開発したシステムは県内で、委託期間内の一定期間、運用すること。

また、導入・運用において、効果・課題の検証に必要なデータ等を取得すること。

(5) 実証状況の報告

イ 実証状況の報告について

受注者は、発注者と委託期間内に最低3回打ち合わせをして実証事業を実施することとする。

(イ) モデル事業計画完成時

(ロ) 実証事業実施前

(ハ) 県主催セミナー実施前

ロ 県主催セミナーでの報告

実証の状況等について、県が主催するセミナー等で報告すること。セミナー等での報告は、委託期間内に1回程度行うものとする。また、委託期間終了後、県は、受注者から、その後の状況について、報告を求めることができることとする。

(6) 成果報告書の作成

実証による成果について、次の内容を記載し報告書を作成すること。

イ 実証の全体概要

- (イ) 任意様式でA 4サイズ両面横書き
- (ロ) 実証の様子を記録した映像（3分程度）
- ロ 開発したシステム等の仕様，機能，特徴等内容及び開発工程
- ハ システムの運用方法
- ニ システムの運用に関するデータ（効果・課題等の分析に係るもの）
- ホ 設定目標に対する評価
- ヘ システム導入に関する効果・課題を踏まえたビジネスモデルの提案
- ト その他，必要に応じて発注者が指示する内容

1 0 経費及び支払い等について

- (1) 委託料の支払いは事業完了後の一括払いとする。
- (2) 本業務の委託契約金額には，本業務の遂行に必要となる全ての経費を含むものとする。なお，受注者負担で実証事業にかかる経費は委託金額の範囲内に制限されるものではない。

1 1 その他

- (1) 受注者は，県担当者との打合せを定期的に行い，業務実施状況の報告，検討及びスケジュール調整等を行うこと。
なお，県担当者が要請したときは，打合せにかかる記録を受注者が作成し，発注者の承認を得て，提出すること。
- (2) 本業務に関して疑義等が生じたことにより発注者と受注者との協議を実施した場合は，協議事項に関する記録を受注者が作成し，発注者の承認を得て，提出すること。
- (3) 受注者が直接実施することができないもの，又は適当でないものについて，本業務の一部を第三者に再委託する場合は，事前に発注者の承諾を得ること。
- (4) この仕様書は発注者と受注者が協議の上変更する場合がある。